

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2017.04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ ～要件緩和 次長も【経營業務の管理責任者】～

お待たせしました！ 経管要件緩和 6月から実施

経管の要件が新規参入や事業承継、企業再編などの弊害になる恐れがあると検討されていました。

昨年からの規制改革会議の答申では、経管の経験年数を短縮することや、許可基準から経管自体を除外することも要請していました。国交省は、短縮した経験年数を代替する研修制度の創設、許可基準のあり方などについても検討していました。

### 【経 管】

建設業の許可要件のひとつに、建設業の経営全体を管理する「経營業務の管理責任者(ケイカン)」を置く必要があります。個人事業主若しくは法人の役員 いつもお伝えいたしておりますアレです。この「ケイカン」になれる方の範囲が緩和されます。「経管」が交代するときはもちろん、新しく業種を追加するときも今までより許可が取得しやすくなります。

【範囲の緩和】 現在「経管」になる方は、一定の期間、取締役や営業所長などとして在職した経験が必要になります。改正され、支店長や営業所の次長などとしての在職経験でも「経管」になれるようになる予定です。

例えば、これまでは営業所の次長として6年以上あっても、営業所長(令3条の使用人)としての経験がない方は「経管」になることができず、独立開業しても許可が取れないケースがありました。次長クラスまで範囲が広がりますので、許可の取得もしやすくなります。

【期間の緩和】 「経管」になるための経験期間も短縮されます。

これまで許可を受ける業種なら5年、それ以外の業種だと7年の経験が必要でした。この7年が6年に短縮されます。つまり、どんな業種でも6年間の経験があれば、全ての業種の「経管」になることができるようになりそうです。

今回の変更でこれまで業種の追加にはもう少し時間がかかりそうとお考えだった方も許可を受けられるようになるかもしれません。業種の追加をお考えの方はぜひ牟田事務所にご相談ください。

＜建設業担当 佐竹尉裕＞

## ★運送業★ 見直し必須！拘束時間と 36 協定

運送業は、日本全体で見直しが必要です！



昨年、電通の過労死事件を受け、政府では「過労死等ゼロ」緊急対策を取りまとめ、企業に対し長時間労働の是正指導の強化を進めています。現在検討されている時間外労働を「月平均 60 時間 年 720 時間」を上限とする政府案は運送業にも適用する見込みです。運送業界は 36 協定の例外措置をこれまで受けてきましたが、深刻なドライバー不足問題によりドライバー確保が出来ないまま、生産性の向上や配送の効率化が図られなければ、この法改正がなされれば、これまで以上に事業所様には負担になってしまいます。ここ最近ではヤマト宅急便の再配達問題などで、運送業界の抱える問題は広く周知されました。

政府案では、残業時間の上限を原則「月 45 時間 年 360 時間」と規定し、繁忙期に対応できるよう、1 年のうち 6 か月までは例外を設け、「月 100 時間」「2 か月平均で 80 時間」まで残業を認める方針です。その場合も「月平均 60 時間 年 720 時間」以内に抑えるよう義務付け、36 協定があっても罰則を科すとしています。現状は、長時間の残業を設定していても、労働者さんとの「特別条項」があれば、罰則はなく、長時間労働や過労死を生む原因と指摘されています。



政府の定める、残業時間の上限ですが、これは過労死の認定基準であり、過労死の原因の多くを占める脳・心疾患が発症する「1 か月間に 100 時間超 または 2 か月から 6 か月につき 80 時間」の時間外労働があった場合に疾患との関係性が強まるとし、このラインを参考にしています。

H27 年度の貨物自動車運送事業に占める脳・心疾患の請求件数は 133 件、支給決定件数は 82 件であり、いずれも全業種のうち 1 位となってしまいました。



現在、牟田事務所の関与先様でも改善基準告示と照らし、36 協定を月最大 80 時間と設定しておられる事業所様もあります。昨年春から今年にかけて、労働基準監督署が 36 協定の時間の長い事業所様に立入調査や書面調査を行っております。注意が必要です。

時間短縮と単に取り組むのは困難です。今までの働き方にとらわれず、ドライバーの働き方の多様化を考え、取引先様にもご相談し協力いただきましょう。現実的で、政府だけでなく、取引先様も巻き込んで働き方改革を起こしていきましょう。

輸送品目によっては自社だけではどうしようもないケースもあります。様々な取り組み案など運送業担当者と社労（ここ大事）がセットで訪問ご提案致します(^o^)

## ★特殊車両通行許可★ 短期間で許可！ 驚くほどスムーズに～

一般的に、特殊車両通行許可については、申請から許可までの期間は3週間といわれていました。といっても実態は、これまで申請をしてから審査に入るまでに50日程度、2か月弱の間、申請しても内容さえ見てもらえない状態でした。

ところが最近、問題があれば申請の翌日に連絡をもらえるようになりました。

審査に入ってから個別審査が多ければ、それだけ許可までに時間がかかってしまうので、どうしても避けて通れない経路で個別審査が出てしまう場合は、**事前に道路管理者に確認**を取ります。先日、確認を取ったところ、「何年か前に条件解除したので大丈夫ですよ～」との回答でした。そういった情報がシステムに反映されず、個別審査が出てしまえば、審査から許可までに時間がかかってしまいます。

車両を入れ替えたり、経路を追加、変更したりすると新規許可申請として申請し直さなくてはいけませんので、ぜひお早めにご相談ください。

更新も早めにご連絡下さい。

関与先様には、6ヶ月前にご案内をさせていただいております。

更新申請時に、開始年月日を現在の許可の有効期限と併せて申請します。

### 特車ゴールド ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可が簡素化されています

現状、許可を取得した経路のみ通行可能になる特殊車両通行許可ですが、この制度では、国が指定した**大型車誘導区間を走行する場合、その区間内どの経路を走行してもOK！！**渋滞・事故時の迂回ができ輸送の効率化が図れます。

2年ごとの更新では、ワンクリックで更新手続きができるようになりました。

しかし、ETC2.0により違反履歴を管理され、警告・是正指導の対象になります。

ETC2.0を搭載している事業所様は大型車誘導区間への経路変更をされてはいかがでしょうか？限られてはいるものの、状況に応じて経路を選択できるのはドライバーさんにとってもストレスなく、事故などの危険も減ると思います。

## ★月例！ 建設業・運送業の勉強会★

牟田事務所の許認可部門では、建設業・運送業の勉強会をそれぞれ毎月1回開催しています。

【建設業 3月9日】は「**経管**」について勉強しました。

建設業許可「人」に関する要件のひとつである経營業務の管理責任者。さまざまな理由で変更・交代を迫られる場面が出てきます。きなれない言葉もあり、質問もたくさん飛び交いました。また、情報交換の場としても活用していただくととても有意義な勉強会でした。

【運送業 3月16日】は「**36協定と法定講習**」について勉強しました。

36協定は毎年、労働時間見直しのタイミングとして効果的です。

1ヶ月の残業時間の上限が100時間から80時間引き下げられ、この36協定で80時間以上となっている場合、監督署がやってきてしまいます。

## ★産業廃棄物★ 廃掃法の一部を改正する法律案が閣議決定されました

平成 28 年 1 月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案などを受け、許可を取消された廃棄物業者等に対する対応の強化や、行政機関による早期の実態把握・原因究明が可能な電子マニフェスト利用の強力な推進が必要であること、また、鉛等の有害物質を含む雑品スクラップが、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要などから今回の改正案に至りました。

- 電子マニフェストの義務化  
一定量以上の環境省令で定める産業廃棄物を排出する事業者に対し電子マニフェストの運用を義務付け。
- 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け  
雑品スクラップの保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け。
- グループ企業による廃棄物処理の特例  
親子関係にある企業間の廃棄物処理を業許可無しに処理することができる特例
- マニフェストの運用義務違反に対する罰則強化  
現在「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」→「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げ。これに伴い、行政処分も重くなることが予想されます。

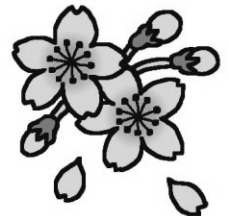
詳細は法案成立後の環境省令で決まります。また発表次第お知らせします。

## 平成29年度 講習会日程発表！！

【新規】 平成 29 年 5 月 24 日～25 日 名古屋国際会議場

【更新】 平成 29 年 6 月 28 日 名古屋国際会議場

年度初めの講習は大変混み、申込みがすぐいっぱいになってしまいます。  
顧問先様には、先行でお伝えいたしております。 早めの受講をお勧めします。



## 更新の事業所様、税理士先生 決算内容の確認をお願いします

3月末に決算を迎え申告の準備をされておられることと思います。  
産業廃棄物の収集運搬業等の許可の申請にあたり、財産的基礎の確認は決算書にて行なわれます。事業年度が終了してしまってからではどうしようもありません。事前確認をお願いします。

また、決算後に、役員変更をする予定、決算前に新しい車両を増やした、入替えた事業者さんもいるのではないのでしょうか。変更がある場合には、10日以内に届を提出しなければいけませんので、予定がある場合には早めにご連絡下さい。